

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 28 日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

大型連休期間における新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が発せられて以来、各施設におかれては、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業継続をお願いしてきたところです。

4月29日から大型連休期間に入りますが、県内では引き続き新たな感染者が発生している状況です。『「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について』（令和2年4月7日事務連絡）でお示ししているとおり、こうした状況を踏まえ、利用者や職員はもとより、来訪者や委託事業者等も含めた感染経路の遮断のほか、利用者や職員の健康管理の徹底等、改めて感染症防止対策に取り組みつつ、事業を継続していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、居宅等での生活が可能な利用者に対する通所・短期入所等サービス利用自粛への協力依頼、代替サービスを必要とする利用者に対する必要な対応等についてもご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。